

令和4年

桑折町農業委員会会議録

第3回総会

令和4年3月22日

桑折町農業委員会

桑折町農業委員会総会

1. 日 時 令和4年3月22日 午後3時33分

2. 場 所 桑折町役場 大会議室

3. 応召委員 次のとおりです。

1 古川 清	2 蓬田 浩幸
3 氏家 浩	4 浅野 国英
5 朽木 泰男	6 高橋 貢
7 佐藤 親	8 小野 策七
9 佐藤 徳雄	10 浅尾 日出夫

4. 本日の議事に参加した委員は、上記応召委員10名及び、農業委員会の要求により出席した農地利用最適化推進委員2名です。

5. 総会日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第7号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

6. 本日の会議に出席した農業委員会事務局職員は次のとおりです。

事務局長 八 卷 靖 之

係 長 松 原 義 行

主任主査 鈴 木 克 仁

7. 本会議開会宣言

(桑折町農業委員会会議規則により会長が議長となる)

会 長

ただ今から令和4年第3回総会を開会いたします。

本日の出席委員は10名中10名です。在任する委員の過半数が出席しており、桑折町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立しております。

まず、総会日程第1の議事録署名委員を指名いたします。

桑折町農業委員会会議規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

会 長

それでは議事録署名委員を指名いたします。

5番 朽木 泰男 委員

6番 高橋 貢 委員 を指名いたします。

会 長

それでは、総会日程第2の議案第6号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を提案いたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第6号、農地法第3条 整理番号1を朗読後、説明】

詳細につきましては、議案書及び協議会で説明したとおり、生前贈与を行うための申請です。

整理番号1については、すでに譲受人が耕作されている農地ですので、生前贈与に伴う所有権移転については、農地法第3条の許可要件を満たしていますので問題はないと考えます。

会 長

ただいまの説明に関連して、整理番号1の地区担当である 亀岡 範彦 推進委員からの、現地調査の結果ならびに補足説明を事務局よりお願いします。

亀岡委員

整理番号1について、現地を確認してきました。

申請地はこれまで譲受人が耕作していた農地であり、適切に管理耕作されていた農地です。

今回、生前贈与による所有権移転ではありますが、今後も耕作することが確実とされますので、問題はないと考えます。

会 長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、議案第6号は、原案のとおり決定いたしました。次に、議案第7号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第7号、農地法第4条 整理番号2を朗読後、説明】

詳細につきましては、議案書及び協議会で説明したとおり屋敷替えに伴う転用となります。

現地の農地区分は第2種農地となり、また集落接続事業になることから転用は可能です。

転用については、最小限の転用のため問題はないと考えます。

会 長

ただいまの説明に関連して、地区担当である 関根 辰雄 推進委員からの、現地調査の結果ならびに補足説明を事務局よりお願いします。

関根委員

整理番号2について、現地を確認してきました。

申請地はこれまで申請者が耕作していた農地であり、適切に管理耕作されていた農地です。

今回、自身の住宅を屋敷替えする計画であることから、現地を選定したとのことです。

県道と西根堰に挟まれた農地であり、転用しても周辺の農地への影響はないと考えます。

会 長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

議案第7号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、議案第7号は、原案のとおり決定いたしました。次に、議案第8号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたしますが、件数が多いことと、議事参与の制限の関係で、分けて審議することにご異議ありませんか。

(異議なし)

会 長

それでは先に、議事参与の制限の関係で、整理番号3から55、61から110を、先に審議いたします。事務局に内容の説明を求め

ます。

事務局

【議案第 8 号、農業経営基盤強化促進法 整理番号 3 から 5 5、6 1 から 1 1 0（利用権設定）朗読後、説明】

詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。

桑折町長から決定を求められた、整理番号 3 から 5 5、6 1 から 1 1 0 の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

会 長

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

整理番号 3 から 5 5、6 1 から 1 1 0 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、整理番号 3 から 5 5、6 1 から 1 1 0 について、原案のとおり決定いたしました。

次に、整理番号 5 6 から 5 8、1 1 3 から 1 2 3 については、

7 番 佐藤 親 委員が被設定人、設定人となっていますので、桑折町農業委員会会議規則第 1 6 条の規定による議事参与の制限により、審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

(7 番 佐藤 親 委員 退席)

会 長

事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第8号、農業経営基盤強化促進法 整理番号56から58、113から123（利用権設定）朗読後、説明】

詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。

桑折町長から決定を求められた、整理番号56から58、113から123の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18第3項の各要件を満たしていると考えます。

会 長

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。整理番号56から58、113から123について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、整理番号56から58、113から123は原案のとおり決定いたしました。

(7番 佐藤 親 委員 入室し着席)

会 長

次に、整理番号59については、8番 小野 策七 委員が被設定人となっていますので、桑折町農業委員会会議規則第16条の規定による議事参与の制限により、審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

(8番 小野 策七 委員 退席)

会 長

事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第 8 号、農業経営基盤強化促進法 整理番号 5 9（利用権設置）
朗読後、説明】

詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。

桑折町長から決定を求められた、整理番号 5 9 の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

会 長

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

整理番号 5 9 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、整理番号 5 9 は原案のとおり決定いたしました。

(8 番 小野 策七 委員 入室し着席)

会 長

次に、整理番号 6 0、1 1 1、1 1 2 については、議事参与の制限により、議長を職務代理者に交代いたします。

職務代理

議長を交代しました。

整理番号 6 0、1 1 1、1 1 2 については、浅尾会長 が被設定人となっていますので、桑折町農業委員会会議規則第 1 6 条の規定による議事参与の制限により、整理番号 6 0、1 1 1、1 1 2 の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

(浅尾会長 退席)

職務代理 整理番号60、111、112について、事務局に内容の説明を求めます。

事務局 **【議案第8号、農業経営基盤強化促進法 整理番号60、111、112（利用権設定）朗読後、説明】**
詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。
桑折町長から決定を求められた、整理番号60、111、112の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

職務代理 これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

職務代理 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。
整理番号60、111、112について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

職務代理 全員賛成ですので、整理番号60、111、112は原案のとおり決定いたしました。

(浅尾会長 入室し着席)

会 長 議長を会長に交代いたします。
以上を持ちまして、3月総会に提出されました案件は全部終了いた

しました。

令和4年第3回総会を閉会いたします。

閉 会（午後3時47分）

上記会議の経過を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年3月22日

桑折町農業委員会会長

桑折町農業委員会議事録署名人

桑折町農業委員会議事録署名人